

仕 様 書

この仕様書は、愛媛県立松山南高等学校体育館バスケットゴールの製造について規定する。

1 業務名

愛媛県立松山南高等学校体育館バスケットゴールの製造

2 業務内容

愛媛県立松山南高等学校（以下、「学校」という。）の体育館のステージ側バスケットゴール及び練習用バスケットゴール各 1 組を製造し、既存機器を更新する。

※詳細は業務内訳書のとおり

3 業務期間

契約の日から令和 8 年 12 月 28 日まで

4 実施要領

- (1) 受託者は、契約後、工程表を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。工程表の作成にあたっては、授業や部活動、学校行事等に支障がないように学校と十分に連携を取ること。
- (2) 受託者は、更新する機器の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと。
- (3) 業務の施工に当たっては、関係法令を遵守するとともに、各種申請等の諸手続きが必要な場合は、関係機関の指導に従い、受託者の負担で遅滞なく行うこと。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 修繕の状況について、工程ごとに写真を撮影し、完了報告書と共に提出すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。